

タイムビジネスに係る非常時支援サービス利用手引き

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が行う『タイムビジネスに係る非常時支援サービス』（以下「非常時支援サービス」という。）の利用に関して概要を説明します。

1. 非常時支援サービス提供について

1. 1 目的

NICTは、災害等の非常時にタイムビジネスに係る事業者のサービスを維持するために、事業者の用意するタイムビジネス用の機器をNICTが指定するNICT内の場所に設置することを許諾し、設置した機器に対して、非常時のみに時刻情報及び電源等の提供を行うサービスを行います。

この非常時支援サービスにより、機器の設置許諾を受けた事業者は、非常時のみにNICTからタイムビジネスに係るサービスを行うことが可能となります。

1. 2 利用者

非常時支援サービスの利用者は、認定機関からタイムビジネスに係る事業者として認められた事業者又は認定申請中の事業者に限らせていただきます。

1. 3 設置条件

設置できる機器は、以下の条件のものとさせていただきます。また、設置する機器は、利用される方が準備し、NICTの指示のもとで設置していただきます。

(1) 設置機器の大きさ

19インチラック（高さ2m以下） 1台

（大きさ、台数に関しては、必要性が認められれば変更も可能です）

(2) ラック

設置するラックは、利用者が管理することを原則としますので、鍵がついたもの。

(3) 回線

NICTの外部入力箇所（NICT担当者指示）までは、申請者が準備、維持するものとします。なお、NICT内部の配線に関しては、NICT担当者との協議の上整備するものとします。

1. 4 NICTが提供する施設

(1) サーバ設置用のラックの設置スペース

19インチラック1台（高さ2m以下）程度のスペース

（ラック前後の開閉、作業ができる空間を確保します。また、フリーアクセスへの固定を原則とし、撤去時には現状復帰をしていただきます。）

(2) 使用する電源（原則 災害時のみ）

100V

（1利用者 原則最大1KVA以下。それ以上必要な場合はNICT担当者と相談してください。）

(3) 時刻情報（原則 災害時のみ）

1pps 信号 (TTL レベル)
(ケーブル端で、UTC (NICT) との時刻差を、明確にしたものを提供します。)

1. 5 申請等

非常時支援サービスを受けようとする方は、設置機器種別、運用開始日等を申請書に記載し、NICT に下記サービス連絡先に提出してください。

申請は、原則として毎年度 4 月から 6 月まで随時受け、その後に審査を行います。

申請の詳細に関しましては、下記サービス連絡先へお問い合わせください。

1. 6 機器設置許諾等

NICT は、申請された内容を以下の基準で審査し、適当であると認めるときは、機器の設置を許諾します。

(1) 申請された機器が NICT の所有する機器に影響を与えないこと。

(2) 申請された機器が NICT に設置された他の許可を受けた方の機器に影響を与えないこと。

(3) その他申請された NICT の設置について支障がないこと。

1. 7 機器設置までの手続き

機器の設置を許諾した場合には、「災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス契約書」を締結していただきます。

その後、機器の設置、専用線の敷設の工事を行っていただきますが、それらに係る費用、及び通信回線料等については、サービス利用者の負担となります。

1. 8 運用

運用形態は、次のものとさせていただきます。

(1) 通常電源は OFF の状態とする。

(2) メンテナンス時 (最頻月 1 回以下、勤務時間中) は、NICT 担当者の監視の下、運用チェックを実施することができる。このとき、NICT は、電源、1 p p s 信号は供給する。

(3) 詳細な運用は、運用マニュアルに基づき実施するものとする。

なお、NICT は、非常時の運用において時刻情報の誤りに関しては免責されるものとさせていただきます。また、設置している間や、災害時に転倒、火災、停電、建物破損、ネットワークの不利用等による不可抗力による設置した機器の破損に関しては、免責とさせていただきます。

1. 9 利用中止

利用中止を希望する場合は、中止の申請をし、契約解除の手続きと装置の撤去を行うものとします。利用中止を予定している場合は、サービス連絡先にご連絡ください。撤去時には、現状復帰を原則としておりますので、利用期間中の NICT 施設の改修などを行った場合には、利用者の負担で、現状への復帰をお願いします。

1. 10 利用取り消し

NICT の運用の指示に従わなかった場合、運用に関して不正な使用をした場合、あるいはタイムビジネス認定の取得を予定していたが、それが取得できなくなった場合、その他不適切な利用をした場合には、NICT は利用者に利用停止の措置を取らせていただきます。その場合、利用者の責任で、機器の撤去などを行うこととなります。ただし、利用停止を不服とした場合には、不服理由を NICT に提示していただき、NICT は不服内容を考慮して判断するものとし、ます。

1. 11 作業報告

作業状況の把握のため、メンテナンス等の作業時には、作業記録の提出をお願いします。

2. 関連資料

利用手引き及び以下の申請書等に関しては、NICT のホームページで取得可能となっております。

また、郵送することも可能ですので、その旨サービス連絡先にご連絡ください。

- ・申請書
- ・災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス契約書

3. サービス連絡先

国立研究開発法人 情報通信研究機構
電磁波研究所

時空標準研究室 日本標準時グループ

(住所) 〒184-8795

東京都小金井市貫井北町4-2-1

(TEL) 042-327-6985

(FAX) 042-327-6689

(Email) jst-service@ml.nict.go.jp

(URL) <http://jjy.nict.go.jp/>